

輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認制移行について

輸入注意事項17第60号 (17.12.9)

最終改正：平成29年8月10日付け・輸入注意事項29第8号

平成17年12月9日付け経済産業省告示第328号(輸入公表の一部を改正する告示)により、標記貨物の輸入については、平成18年1月1日以降、二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成18年1月1日以降の当該貨物の輸入については、平成17年12月31日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申告書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書(以下「輸入申告書等」という。)が受理されていない場合は、輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第4条第1項第2号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認(以下「二号承認」という。)を受けて下さい。ただし、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課の確認を受けて下さい。

この際、当該貨物については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、平成18年1月1日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成17年12月31日以前に船積みされた場合は、二号承認を要さないこととします。この場合、平成17年12月31日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出して下さい。

記

みなまぐろ保存条約(以下「条約」という。)の決議の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号)三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のみなまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等みなまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。